

北里大学同窓会規約

昭和45年10月24日制定

昭和56年5月24日改正

平成 2年5月30日改正

平成12年5月13日改正

平成23年5月22日改正

2019年5月19日改正

2021年5月23日改正

2023年5月21日改正

2026年5月24日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区白金5丁目9番1号 北里大学内に置く。

(部会)

第3条 本会は、学部ごとに学部同窓会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に関する細則は、別に定める。

(支部)

第4条 本会に支部を置くことができる。

2 支部に関する細則は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、会員相互の親睦を図り、北里大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦
- (2) 会報の発行
- (3) 会員名簿の管理
- (4) 講演会及び講習会の開催
- (5) その他必要と認められる事業

第3章 会員

(会員)

第7条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) A 会員 北里大学学部卒業生
- (2) B 会員 A 会員該当以外の北里大学大学院修了者
- (3) 準会員 北里大学学部学生

- (4) 特別会員 北里大学現教職員及び本会に貢献があるものとして本会理事会（以下「理事会」という。）で選任された同大学旧教職員
- (5) 名誉会員 本会又は北里大学の発展に寄与したものととして理事会で選任された者
- (6) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、理事会で承認した者
（名誉会長及び顧問）

第8条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づいて総会で選任する。

第4章 代議員

（代議員）

第9条 代議員は、各部会の推薦に基づいて総会で選任する。

- 2 代議員の任期は、4年とし、再任を妨げない。
- 3 代議員の推薦に関する細則は、別に定める。

第5章 役員

（役員）

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 21人以上 34人以内
- (4) 監事 3人以内

- 2 理事のうち若干人を常任理事とする。

（会長、副会長、常任理事及び理事の職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務に従事する。
- 4 理事は、理事会の構成員となり、本会の業務を議決する。

（監事の職務）

第12条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告する。

（役員の資格及び選出）

第13条 役員は、A会員の中から選出する。

- 2 役員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、理事会の推薦に基づいて総会で選任する。
- (2) 理事は、各部会の推薦に基づいて総会で選任する。
- (3) 常任理事は、理事会で選任する。

(4) 監事は、各部会の推薦に基づいて総会で選任する。

3 役員の選出に関する細則は、別に定める。

(役員の任期)

第14条 本会の役員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、会長、副会長及び北里大学同窓会役員選出に関する細則第6条第1項第2号に規定する理事の任期は2年とし、会長は再任されることができない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

第6章 会議

(会議の種別)

第16条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(総会の種類)

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、役員及び第9条の代議員（以下「総会構成員」という。）をもって構成する。

2 会員は、随時総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権限)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 代議員及び役員の選任

(4) 規約の変更

(5) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 定期総会は、毎年5月に招集する。

2 臨時総会は、次の場合に招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき。

3 特に緊急を要する場合、又は、対面での開催が困難であると理事会が判断した場合には、電磁的方法あるいは書面審議等で総会に代えることができる。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的となる事項を記載した書面を、少なくとも2週間前までに総会構成員に送付しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号に該当する場合には、請求のあった日から1か月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長団)

第22条 総会の議長団は、議長、副議長及び議事録署名人2人とする。

2 議長団は、その総会に出席する総会構成員の中から選任する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、総会構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決の委任)

第25条 総会に出席することができない代議員は、総会構成員以外の同一部会に所属するA会員を代理人として表決を委任し、又は議長に表決を委任することができる。

2 総会に出席することができない役員は、議長に表決を委任することができる。

3 上記第1項及び第2項で表決を委任した者は、総会に出席したものとみなす。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「理事会構成員」という。）をもって構成する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他業務の執行に関すること。

(理事会の招集等)

第28条 理事会は、随時会長が招集する。

2 会長は、理事会構成員の過半数から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事会構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することができない理事会構成員は、他の理事会構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した理事会構成員は、理事会に出席したものとみなす。

(常任理事会の構成)

第30条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第31条 常任理事会は、本会の事業の円滑な執行のため、日常の会務執行上必要な事項について議決する。

2 会長は、常任理事に会務を分掌することができる。

(議事録)

第 32 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録は、議長団の署名押印の上、これを保存する。

3 理事会及び常任理事会の議事録は、議長及び出席者の代表 1 人の署名押印の上、これを保存する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 33 条 会長は、必要に応じて本会に委員会を置くことができる。

2 委員会に関する細則は、別に定める。

第 8 章 会計

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(入会金及び会費)

第 35 条 会員は、入会金及び会費を納めるものとする。

2 入会金及び会費並びに納入及び返還の方法は、別に定める。

(運営)

第 36 条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第 9 章 事務局

(事務局及び事務局員)

第 37 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局員若干人を置く。

3 事務局員のうち 1 人を事務局長とし、事務局を統括する。

4 事務局員は、第 10 条第 1 項の役員を兼ねることができない。

5 事務局員は、会長がこれを任命する。

第 10 章 改廃

(規約の改廃)

第 38 条 この規約の改廃は、理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、第 24 条の規定にかかわらず、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附 則

1 この規約は、昭和 45 年 10 月 24 日から施行する。

2 この規約は、昭和 56 年 5 月 24 日から施行する。

3 この規約は、平成 2 年 5 月 20 日から施行する。

4 この規約は、平成 12 年 5 月 13 日から施行する。

5 この規約は、平成 23 年 5 月 22 日から施行する。

6 この規約は、2019 年 5 月 19 日から施行する。

7 この規約は、2021年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規約は、2023年5月21日から施行する。ただし、施行日において現に在任する役員の任期は、改正前に付された任期の末日までとする。

附 則

(施行期日等)

1 本規約は、2026年5月24日から施行する。

2 2025年6月1日に代議員、理事又は監事であった者の任期は、2028年5月末までとする。